

令和4年度の地域枠に係る協議について

1 概要

地域医療を支える上で重要な役割を担う地域枠医師等について、定義を明確にし、より実効性の高い施策とするため、「医療従事者の受給に関する検討会医師需給分科会」における議論を踏まえ、厚生労働省から令和4年度の地域枠等の定義が示された。令和4年度の地域枠を設定するには、この定義を満たしていることを確認し、地域医療対策協議会においても、地域枠の設定数や従事要件等について協議をすることとされている。

2 地域枠の定義

別添資料1のとおり

3 令和4年度の岡山県地域枠の設定

設置数	1
設置大学	岡山大学
入学試験	岡山大学医学部医学科地域枠コース 学校推薦型選抜Ⅱ ※別枠方式（先行型）
定員	4人（予定）
従事要件	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県医師養成確保奨学資金の貸与を受けた期間の2分の3の期間、知事が指定する県内の医療機関における医療業務（以下「指定業務」という。）に従事。 指定業務に係る期間のうち、県内の基幹型臨床研修病院（大学病院を含む。）が行う臨床研修（2年間）及び県内の専門研修基幹施設等が行う研修の期間（2年以内）を除いた5年以上の期間は、知事が指定する県内の医師不足地域等の医療機関に勤務し、診療に従事。 「岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則及び貸付金の返還免除に関する条例の運用について【キャリア形成プログラム】」の規定に従う。
キャリア形成プログラムの内容	別添資料2のとおり
奨学金の額	毎月20万円（6年間で1,440万円）
地域定着策	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県地域医療支援センターによる地域枠学生のキャリア形成支援 地域枠学生・自治医科大学生合同セミナー開催による地域医療への理解及び学生間の相互交流 岡山大学大学院地域医療人材育成講座による地域医療を担う医師の育成（地域医療体験実習の実施等）

都道府県から大学への経済的支援 (令和3年度予算)	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県地域医療支援センター岡山大学支部委託料 (17,703千円) ・岡山大学大学院地域医療人材育成講座の設置に係る寄附 (26,763千円)
離脱要件	<p>【地域枠在学中】 退学、死亡など、離脱が真にやむを得ないと県が認める場合</p> <p>【地域枠卒業後】 死亡、心身の故障（医療業務に従事することができなくなった場合に限る。）など、離脱が真にやむを得ないと県が認める場合</p> <p>※上記によらず、地域枠卒業後の従事要件から離脱した場合、県の同意がない離脱として、国及び一般社団法人日本専門医機構に報告する。</p>
その他	入学試験志願時に、上記の従事要件・離脱要件等に関する同意書の提出を求める。

【参考】

過去の岡山大学医学部医学科地域枠コース（岡山県） 入試結果

	令和3年度入学	令和2年度入学	令和元年度入学
受験者数	33人	29人	23人
最終合格者数	4人	4人	4人
倍率	8.25倍	7.25倍	5.75倍

令和 3 年 4 月 2 8 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課長

令和 4 年度の地域枠等の定義について（事務連絡）

令和 4 年度の地域枠等の定義について、令和 3 年 3 月 1 8 日付事務連絡「令和 4 年度の地域枠等の定義について（事務連絡）」により御連絡したところですが、今般別紙のとおり差し替えることとしましたので、当該事務連絡を廃止し、改めて御連絡します。

【変更点】

「1. 地域枠の定義」の※1について、「従事要件の 9 年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を 4 年間程度とし、当該医師のキャリア形成に配慮すること。」とする。

〈照会先〉

厚生労働省医政局医事課 高原、野口、末吉、加辺
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
Tel : 03-5253-1111 (内線 4126) Fax : 03-3591-9072

令和4年度の地域枠等の定義について

「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」における議論を踏まえ、令和4年度の「地域枠」、「地元出身者枠」、「大学独自枠」の定義を以下のとおり整理することとする。なお、令和4年度の臨時定員（地域枠）の増員にあたっては、以下で示す「地域枠」の定義を満たしていることを確認することとする。

1. 地域枠の定義

(1) 対象

地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜する。

(2) 選抜方法

別枠方式

(3) 協議の場

地域医療対策協議会で協議の上、設定する。

(4) 設定する上で協議する事項

地域医療対策協議会において、地域枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、奨学金の額、地域定着策（面接頻度、セミナー開催等）並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援、離脱要件等を協議する。

(5) 同意取得方法

志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。

(6) 従事要件

- ①卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事する※1, 2。
- ②将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること。

(7) 奨学金貸与

問わない。

- ※1 従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリア形成に配慮すること。
- ※2 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

2. 地元出身者枠の定義

(1) 対象

地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）より選抜する。

(2) 選抜方法

問わない。

(3) 協議の場

地域医療対策協議会で協議の上、設定する。

(4) 設定する上で協議する事項

地域医療対策協議会において、枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、奨学金の額、地域定着策（面接頻度、セミナー開催等）並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援、離脱要件等を協議する。

(5) 同意取得方法

問わない。

(6) 従事要件

問わない。

(7) 奨学金貸与

問わない。

3. 大学独自枠の定義

(1) 対象

問わない。

- (2) 選抜方法
問わない。
- (3) 協議の場
問わない。
- (4) 設定する上で協議する事項
問わない。
- (5) 同意取得方法
問わない。
- (6) 従事要件
問わない。
- (7) 奨学金貸与
問わない。

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則及び貸付金の返還免除に関する
条例の運用について【キャリア形成プログラム】

制定：平成 28 年 3 月 31 日医推第 1638 号
付記：平成 29 年 7 月 30 日医推第 597 号
平成 30 年 10 月 4 日医推第 1480 号
令和 元年 10 月 2 日医推第 988 号
令和 2 年 10 月 12 日医推第 920 号

1 用語の定義

指定業務	岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則（平成 21 年岡山県規則第 15 号。以下「規則」という。）第 1 条に規定する医療業務をいう。
奨学生	規則第 4 条に規定する奨学生をいう。
奨学資金	規則第 1 条に規定する奨学資金をいう。
義務年限期間	奨学生が指定業務に従事する期間であって、貸付金の返還免除に関する条例（昭和 41 年岡山県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項第 1 号に規定する奨学資金の貸付けを受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間をいう。
臨床研修	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。
大学病院	医学を履修する課程を置く大学に附属する病院をいう。
基幹型臨床研修病院	医師法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。
指定医療機関	規則第 1 条の規定により知事が別に指定する県内の医療機関をいう。
専門研修基幹施設	専門医を育成するための専門研修プログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医及び専門研修連携施設（専門研修基幹施設が定めたプログラムに協力して専攻医に専門研修を提供する施設）を統括する施設をいう。

2 義務年限期間中の指定業務

奨学生であった者が義務年限期間中に従事する指定業務の要件及び留意事項は、次のとおりとする。

なお、奨学生であった者の身分は、指定業務に従事する医療機関の職員とし、その者の労働条件は当該医療機関が定める規定を適用する。

(1) 臨床研修

① 要件

奨学生であった者は、大学病院又は基幹型臨床研修病院（いずれも県内の病院に限る。）が行う 2 年間の臨床研修を受けることとする。

② 留意事項

奨学生又は奨学生であった者は、医師臨床研修マッチング協議会により行われる医師臨床研修マッチングに参加して臨床研修を受ける病院を決定する。

(2) 地域勤務

① 要件

- a 奨学生であった者は、義務年限期間から(1)の臨床研修及び(3)の県内の専門研修基幹施設等が行う研修の期間を除いた5年以上の期間を、指定医療機関に勤務し、診療に従事することとする。
- b 奨学生であった者は、(1)の臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内にaの指定医療機関での勤務を開始するものとする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと知事が認める場合においては、この限りでない。

② 留意事項

- a 奨学生であった者が①aの指定医療機関で勤務する期間は、年単位とする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと知事が認める場合においては、この限りでない。
- b 同一の①aの指定医療機関で継続して勤務できる期間は、3年までとする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと知事が認める場合においては、この限りでない。

(3) 県内の専門研修基幹施設等が行う研修

① 要件

- a 奨学生であった者は、次の研修（以下「選択研修」という。）を受けることができる。ただし、指定業務となる選択研修の期間は2年以内とする。
 - (a) 県内の専門研修基幹施設が行う研修
 - (b) (a)の施設以外の県内の施設が行う研修
- b a(b)の選択研修は、奨学生であった者があらかじめ知事に研修計画書を提出し、知事が指定業務として適当と認めたものに限るものとする。

3 奨学資金の貸与期間が6年未満の者の取扱い

(1) 規則第5条ただし書きの規定による知事が適当と認める貸与期間は、48月以上71月以下の月数とする。

(2) 奨学資金の貸与月数が48月以上71月以下の者については、2(2)①a及び(3)

①aにかかわらず、地域勤務の期間及び選択研修の期間は次の期間とする。

① 地域勤務の期間は、次に掲げる区分に応じて、次に定める期間とする。

- a 奨学資金の貸与月数が61月以上71月以下の者
5年以上の期間
- b 奨学資金の貸与月数が48月以上60月以下の者
奨学資金の貸与月数以上の期間

② 指定業務として選択研修を受けることができる期間は、①aの者にあつては義務年限期間から臨床研修の2年間及び5年の期間を除いた期間以内、①bの者にあつては義務年限期間から臨床研修の2年間及び貸与月数の期間を除いた期間以内とする。

4 研修、休業、休暇等に係る義務年限の取扱い

(1) 規則第11条第1項各号に該当する場合において知事が別に定める期間は、次に定める期間とし、当該期間は条例第6条第1項第1号に規定する従事した期間から

控除する。

- ① 規則第11条第1項第1号に該当する場合
2年以内の期間（連続、非連続いずれでも可）
- ② 規則第11条第1項第2号に該当する場合
所属する医療機関の規程により育児休業若しくは介護休業を取得し、又は休職若しくは停職にされた期間
- ③ 規則第11条第1項第3号に該当する場合
知事が場合に応じて定める期間

(2) 奨学資金の貸与月数が48月以上71月以下の者が義務年限期間内に2(3)①a(a)の選択研修を受ける場合は、当該研修の修了に必要な期間（最長4年）まで、(1)①の期間の延長を認める。

(3) 休暇等に係る義務年限の取扱いは、学校法人自治医科大学における取扱いに準じることとし、別紙のとおりとする。

なお、別紙において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）は「地方公務員育児休業法」と、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）は「育児・介護休業法」とする。

5 期間の計算方法

(1) 条例第6条第1項第1号に規定する期間は、次に定める計算方法による。

① 従事した期間

指定業務の開始日の属する月から指定業務の終了日の属する月までを算入する。

② 奨学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間

奨学資金の貸付けを受けた期間に2分の3を乗じて得た月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(2) 4(1)①から③まで及び(2)に定める期間の開始日の属する月から当該期間の終了日の属する月までの月数を従事した期間から控除する。

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に規定する育児短時間勤務をしたときの従事した期間は、次に定める計算方法による。

① 育児短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」を除して「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。

② ①に基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

③ 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月従事したものとみなす。

④ 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は従事した期間から控除する。

6 その他

指定業務に支障を来さない限り、医局への入局や大学院への入学は差し支えないものとする。

付記

1 取得可能な専門医

- ・ 義務年限期間中の指定業務として、選択研修（専門医研修）は2年まで、さらに、研修のための中断は2年まで認めていることから、研修年限が4年以下の専門医研修プログラムの専攻が可能である。（以下の○数字は研修年限）

〔 内科③、小児科③、精神科③、外科③、整形外科④、産婦人科③、眼科④、耳鼻咽喉科④、泌尿器科④、脳神経外科④、放射線科③、麻酔科④、病理科③、臨床検査科③、救急科③、形成外科④、リハビリテーション科③、総合診療③ 〕

- ・ なお、地域卒卒業医師が勤務する病院が連携施設等になっている場合は、義務としての地域勤務と専門医研修プログラムの専攻が両立できることから、義務年限期間中にすべての基本診療領域の専門医の資格を取得することが可能である。（皮膚科⑤も専攻可能）

2 産婦人科コース

- ・ 本コースを希望する者は、本文2（2）bの規程にかかわらず、初期臨床研修修了後、直ちに産婦人科の専攻医となり、速やかに専門医の資格を取得することとする。
- ・ 専門医の資格を取得した後は、当該資格に係る医師不足地域において勤務することとする。
- ・ 令和3年4月から本コースの地域卒卒業医師が地域勤務を開始する病院は、次の医療機関とする。

<津山・英田保健医療圏>

一般財団法人津山慈風会 津山中央病院

3 配置方針及び対象となる医療機関群（産婦人科コースを除く）

- ・ 岡山県医療対策協議会で協議し、岡山県が決定した配置方針に従うものとする。
- ・ 令和3年4月に地域勤務を開始する地域卒卒業医師の配置方針は、次のとおり。

【前期配置（卒後3年目又は4年目）】

- ① 県北の保健医療圏の充足状況を勘案した上で、県南の保健医療圏にも可能な範囲で配置する。
- ② 保健医療圏ごとの勤務候補病院の選定数及び配置医師数については、バランスがとれるよう設定する。
- ③ 地域の医師不足、病院の教育指導体制や地域で果たしている役割等の総合評価及び地域勤務を希望する地域卒卒業医師数とこれまでの配置状況を勘案し、勤務候補病院を選定する。
ただし、既に地域卒卒業医師が配置され、翌年も勤務する場合は病院評価を減算する。
- ④ 地域卒卒業医師と勤務候補病院の双方の希望を踏まえてマッチングを行い、勤務病院を決定する。

【後期配置（卒後概ね7年目以降）】

前期配置と同様とする。ただし、③の総合評価については、次のとおりとする。

病院の医師不足（医師1人当たりの患者数、救急車受入台数等）に重点を置く。

配置希望病院の要望と地域卒卒業医師の専門性が一致する場合は配慮する。

- ・ 令和3年4月から地域卒卒業医師が地域勤務を開始する病院は、次の医療機関群から選定する。

【前期配置（卒後3年目又は4年目）】

<高梁・新見保健医療圏>

医療法人清梁会 高梁中央病院

医療法人思誠会 渡辺病院

<真庭保健医療圏>

医療法人社団井口会 総合病院 落合病院

医療法人美甘会 勝山病院

社会医療法人緑社会 金田病院

<津山・英田保健医療圏>

医療法人東浩会 石川病院

医療法人社団和風会 中島病院

<県南西部保健医療圏>

医療法人社団清和会 笠岡第一病院

【後期配置（卒後概ね7年目以降）】

<高梁・新見保健医療圏>

医療法人社団淳和会 長谷川記念病院

<真庭保健医療圏>

医療法人敬和会 近藤病院

真庭市国民健康保険湯原温泉病院

<津山・英田保健医療圏>

鏡野町国民健康保険病院

医療法人平野同仁会 総合病院 津山第一病院

<県南東部保健医療圏及び県南西部保健医療圏>

井原市立井原市民病院

休暇等に係る義務年限の取扱い

1 義務年限外として取り扱うもの

休暇等の種類	関係法令	取得期間等
育児休業	地方公務員育児休業法	子が3歳に達するまで
	育児・介護休業法	子が1歳に達するまで(両親ともに取得する場合は1歳2ヶ月まで、休業が必要と認められる一定の場合は1歳6ヶ月まで)
介護休業	条例	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月以内の期間(1日単位)
	育児・介護休業法	対象家族1人につき93日まで
休職	条例	3年以内(職務の遂行に支障があると見込まれる場合は免職)
	労働基準法施行規則	労働協約や就業規則による

2 義務年限内として取り扱うもの

休暇等の種類	関係法令	取得期間等	
育児関係	産前休暇 条例	産前6週間又は8週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から出産の日まで	
	労働基準法		
	産後休暇 条例	出産の翌日から8週間	
	労働基準法		
	保育時間	条例	子が1歳に達するまで(1日2回各30分以内)
	育児時間	労働基準法	子が1歳に達するまで(1日2回各々少なくとも30分)
	部分休業	地方公務員育児休業法	子が小学校就学の始期に達するまで 1日2時間以内(30分単位)※保育時間を取得する場合は、合計で2時間まで
短時間勤務	育児・介護休業法	子が3歳に達するまで ただし、短縮後の1日の所定労働時間が次の場合 ①原則6時間【5時間45分～6時間まで許容】 ②6時間超	
子の看護休暇	条例	子が小学校就学の始期に達するまで 年5日(対象となる子が2人以上の場合は年10日)	
	育児・介護休業法		
介護関係	介護休暇 条例	年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)	
	育児・介護休業法		
介護休業	条例	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月以内の期間(1時間単位【1日4時間まで】)	
	労働基準法		
その他	年次休暇 条例	一の年において20日の範囲内の期間	
	労働基準法	年10日～20日	
	生理休暇	労働基準法	生理日
	特別休暇	条例	結婚休暇、忌引休暇等
		なし	労働協約や就業規則による
病欠休暇	条例	必要最小限度の期間(原則90日)	
	なし	労働協約や就業規則による	

3 その他

休暇等の種類	関係法令	取得期間等	義務年限の取扱い
育児関係	育児短時間勤務 地方公務員育児休業法	子が小学校就学の始期に達するまで 【勤務形態】 ①週2日半(週19時間25分) ②1日3時間55分(週19時間35分) ③週3日(週23時間15分) ④1日4時間55分(週24時間35分)	育児短時間勤務をした月数の合計に「1週間当たりの通常の勤務時間数」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数を従事した期間とする。
	短時間勤務	育児・介護休業法	子が3歳に達するまで(2の育児関係・短時間勤務の所定労働時間が①②の場合を除く)